令和５年度芸術文化活動を支援する人材育成研修

アートにまつわる権利のきほん Step２

昨年度、好評を博した三浦 友美 弁護士によるアート活動に関する権利についての研修 Step2 です。

昨年度は、「著作権、所有権とは何か」「権利の原則」といったアートにまつわる権利の基本的な考え方について学びました。

Step2 の今年度は、障がい者アートを売買する、二次利用して販売する時などに押さえておくべきポイントについて事例を交えてお話していただきます。

令和５年９月 11 日(月) 14：00～15：30（13：30 より開場）

会場　愛媛県身体障がい者福祉センター2 階　大会議室

参 加 費：無料
定　　員：50 名 ※先着順

申込方法：別紙申込用紙に必要事項をご記入の上、郵送、FAX、メールでお申し込みください。
申込用紙は、愛媛県障がい者アートサポートセンターのホームページからダウンロードできます。

申込締切：令和５年８月 23 日(水)

講　師　三浦 友美（みうら ともみ）氏

弁護士（広島弁護士会 、田村法律事務所）。
広島県アートサポートセンターひゅるる協力委員。
法律の専門家の立場から 、障がいのある人のアート活動に関する権利や意思確認についてアドバイスしています。

主催：愛媛県、愛媛県障がい者アートサポートセンター

お問合せ・申込先：
〒790-0843　松山市道後町２丁目 12 番 11 号（愛媛県身体障がい者福祉センター内）
愛媛県社会福祉事業団　　愛媛県障がい者アートサポートセンター
TEL 089-924-2170　 FAX089-923-3717
mail　art-support@ehime-swc.or.jp